

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年9月19日

**【事業年度】** 第53期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

**【会社名】** ダイワ精工株式会社

**【英訳名】** DAIWA SEIKO, INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 小島 忠雄

**【本店の所在の場所】** 東京都東久留米市前沢3丁目14番16号

**【電話番号】** 042 475 2115

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役経理部長 岸 明彦

**【最寄りの連絡場所】** 東京都東久留米市前沢3丁目14番16号

**【電話番号】** 042 475 2115

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役経理部長 岸 明彦

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第53期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(12) <省略>

(訂正後)

(1)～(12) <省略>

##### (13) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。